

# 福岡県公報

平成23年1月12日  
第 3 2 0 5 号

## 目 次

### 告 示 (第76号 - 第87号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 2
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 2
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 3
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 3
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 3
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 3
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 3
廃川敷地等の発生	(河川課)	..... 4
都市計画の変更	(都市計画課)	..... 4
公 告		
指定管理者の指定	(労働政策課)	..... 4
指定管理者の指定	(県民文化スポーツ課)	..... 4
指定管理者の指定	(企画交通課)	..... 5
指定管理者の指定	(障害者福祉課)	..... 5
指定管理者の指定	(新産業・技術振興課)	..... 5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	..... 5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	..... 6
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	..... 6

平成22年度種苗生産事業者講習会の開催	(林業振興課)	..... 7
公安委員会		
駐車監視員資格者講習の実施	(警察本部駐車対策課)	..... 8

## 告 示

福岡県告示第76号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成22年12月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人 とも
  - (2) 代表者の氏名  
白垣 充子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市博多区東比恵4丁目3番14 サングレート博多駅東リバージュ1403号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく事業や、生活指導・支援、交流を図る事業を行い、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第77号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。  
 平成23年1月12日  
 福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日  
 平成22年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
 特定非営利活動法人自分らしくみんなと暮らすウォッチ

(2) 代表者の氏名  
 野田 政氏

(3) 主たる事務所の所在地  
 福岡県久留米市津福本町786番地 6 グランピア津福301

(4) 定款に記載された目的  
 この法人は、障害者及び高齢者等に対して、権利擁護活動及び地域の中での日常生活支援に関する事業を行い、より良い社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第78号  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月12日  
 福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称  
 筑後市大字前津字位町481番1、481番2、482番から487番まで、488番1、488番2及び489番1並びに字石橋509番1、509番3、509番4、510番1から510番3まで及び513番1の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
 株式会社 コメリ

代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第79号  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月12日  
 福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称  
 大野城市仲畑4丁目81番2から81番9まで及び82番2から82番8まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
 大野城市筒井4丁目4番17号  
 悠悠ホーム株式会社  
 代表取締役 内山 敏幸

福岡県告示第80号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月12日  
 福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	田 川 線 犀 川	前	京都郡みやこ町大字犀川本庄39番1先から京都郡みやこ町大字犀川本庄132番1先まで	8.0 ~ 25.4	115.5
			後	同上	8.0 ~ 25.4	115.5

## 福岡県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	福 岡 東 環 状 線	前	糟屋郡粕屋町大字戸原1番先から 糟屋郡粕屋町大字戸原20番2先まで	7.7 ～ 19.0	205.0
			後	同上	7.7 ～ 19.0	205.0

## 福岡県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年1月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	福 岡 東 環 状 線	糟屋郡粕屋町大字戸原1番先から 糟屋郡粕屋町大字戸原20番2先まで

## 福岡県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	安 武 本 国 分 線	前	久留米市津福今町377番58先から 久留米市津福今町377番29先まで	6.7 ～ 7.0	38.0
			後	同上	6.9 ～ 7.2	38.0

## 福岡県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年1月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	安 武 本 国 分 線	久留米市津福今町377番58先から 久留米市津福今町377番29先まで

## 福岡県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年1月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	264号	久留米市大石町507番2先から 久留米市梅満町440番1先まで

福岡県告示第86号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 河川の名称  
二級河川湊川水系湊川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成22年12月1日
- 廃川敷地等の位置  
糟屋郡新宮町大字夜白二丁目223 - 18  
糟屋郡新宮町大字夜白二丁目237 - 12  
糟屋郡新宮町大字夜白二丁目237 - 12地先
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地  
31.85㎡

福岡県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

久山都市計画公園を変更（久山都市計画6・5・1号久山町総合運動公園の変更）

## 公 告

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第5条の規定に基づき、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	北九州市門司区清滝2丁目3番8号	ジェイアール九州メンテナンス・岡崎建工・日本施設協会共同企業体（代表団体 ジェイアール九州メンテナンス株式会社）	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第3条の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県国際文化情報センター	福岡市中央区天神1丁目1番1号	財団法人アクロス福岡	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公告

福岡県建設技術情報センター条例（平成7年福岡県条例第29号）第5条の規定に基づき、福岡県建設技術情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県建設技術情報センター	糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1	財団法人福岡県建設技術情報センター	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公告

福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和55年福岡県条例第27号）第5条の規定に基づき、福岡県身体障害者リハビリテーションセンターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	

福岡県身体障害者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥3丁目1番1号	社会福祉法人福岡県厚生事業団	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
-----------------------	--------------	----------------	-------------------------

公告

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第3条の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41	財団法人飯塚研究開発機構	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日  
平成22年12月27日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
江洲設備株式会社	久留米市東合川新町4-40	江洲 昇	平成20年2月14日 福岡県知事許可（般-19） 第102615号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年1月11日から平成23年2月24日までの45日間

4 処分の原因となった事実

江淵設備株式会社は、元請業者から請け負った一次下請工事を(株)豊福土木に一括して請け負わせた。このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

また、同社は、平成22年4月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（技術職員の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、同項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成22年12月27日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社豊福土木	久留米市山川野口町11-19	豊福 光政	平成18年11月6日 福岡県知事許可（般-18） 第101356号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年1月11日から平成23年1月25日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社豊福土木は、元請業者から請け負った一次下請工事を、江淵設備(株)から一括して請け負った。このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成22年12月27日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
大建道路サービス株式会社	久留米市大善寺町藤吉久保 897 - 6	原 槇 治	平成21年12月15日 福岡県知事許可(般 - 21) 第62796号

## 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

### (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

### (2) 停止期間

平成23年1月11日から平成23年2月9日までの30日間

## 4 処分の原因となった事実

大建道路サービス株式会社は、平成21年8月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成22年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和

45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成23年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成23年2月24日（木曜日） 午前10時～午後5時	久留米市山本町豊田1438番2号 福岡県森林林業技術センター研修室

## 2 受講資格者並びに講習科目及び時間

### (1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

### (2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令	午前10時～正午
種苗の産地及び系統に関する事項	午後1時～午後3時
種苗の生産技術に関する事項	午後3時～午後5時

## 3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、講習会の開催日の10日前までに、受講申込書（用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の名農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

## 4 申込書の提出場所及び問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092 - 643 - 3549
福岡農林事務所林業振興課	福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092 - 735 - 6137

朝倉農林事務所林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	0946 - 22 - 2731
八幡農林事務所林業振興課	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 八幡総合庁舎	093 - 601 - 5567
飯塚農林事務所林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948 - 21 - 4965
筑後農林事務所林業振興課	筑後市大字和泉字九郎地山606番地の1	0942 - 52 - 5188
行橋農林事務所林業振興課	行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930 - 23 - 0387

## 5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第2号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成23年1月12日

福岡県公安委員会

## 1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日		講 習 時 間	講 習 場 所
第 二 回	講 義	平成23年2月15日（火）及び 同年2月16日（水）の2日間	午前9時00分 ） 午後5時30分
	修 了 考 査	平成23年2月22日（火）	午前9時00分 ） 午後0時30分
			福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル

講習は2日間の講義と1週間後の修了考査で行う。

## 2 申込み受付期間

平成23年1月17日（月）から平成23年2月4日（金）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間

## 3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署（交番、駐在所等では受理しない。）

## 4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（上記申込み場所で交付）
- (2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

## 5 講習受講手数料

19,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

## 6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
- (2) 受講人員は60名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

## 7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由
  - ア 18歳未満の者
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

- ウ 禁錮以上の刑等に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- エ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- キ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者
- ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者
- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。
- 8 その他
- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、原則として自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部駐車対策課（駐車管理第一係（電話092 - 641 - 4141内線5307））に問い合わせること。